

成田都市計画地区地区計画の決定（成田市決定）

都市計画久住第二小学校跡地地区地区計画を次のように決定する。

名 称	久住第二小学校跡地地区地区計画	
位 置	成田市大室字仲妻の一部	
面 積	約 1. 1 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、明治 6 年の開校から平成 2 3 年の閉校まで 1 3 6 年間地域に親しまれた久住第二小学校の跡地である。</p> <p>地区は豊かな自然環境に恵まれた市街化調整区域にあり、周辺にはゴルフ場や農地が広がっている。</p> <p>また、地区の南側約 3 k m 先には、成田国際空港があり、東側約 8 0 0 m 先には、圏央道が南北に整備されている。</p> <p>市では、現在使用していない学校跡地を有効活用し、地域振興に資する適切な土地利用を誘導するため、地区計画を定める。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>豊かな自然環境や空港に近い地域の特性を生かし、新たな賑わいを創出するため、既存の施設を活用した観光振興のために必要な宿泊施設や店舗、飲食施設などの整備を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のとおり定める。</p> <p>①宿泊施設や店舗、飲食店などを整備し、地域振興を図る。</p> <p>②体育館は多目的スペースとして積極的な活用を図るとともに、災害時には地域住民の避難施設として利用を図る。</p> <p>③新たな施設の整備にあたっては、周辺の居住環境に配慮した適切かつ効果的な配置を行う。</p>
地区整備計画に関する事項	建築物等に 建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。ただし、市長が公益上必要と認めたものはこの限りではない。</p> <p>(1) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該地区内の施設従事者等のために設置されるものに限る。）</p> <p>(3) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(4) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(5) 体育館、水泳場又はスポーツの練習場でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(6) 集会場</p> <p>(7) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第一号に該当する営業に係るものを除く。）</p> <p>(8) 公衆便所、休憩所</p> <p>(9) 自動車車庫</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの</p>

「区域、地区整備計画区域の配置は計画図表示のとおり」

理由： 当該地区に地区計画を導入することで、久住第二小学校の学校跡地を有効活用し、地域の振興に資する土地利用を誘導する。

成田都市計画 久住第二小学校跡地地区地区計画 計画図

